



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月17日金曜日 第391号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....	(県民生活課) ...	253
愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....	(経営支援課) ...	254

告 示

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	255
県営土地改良事業の換地処分.....	(") ...	255
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	255
保安林予定森林.....	(") ...	256
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	256
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(都市整備課) ...	256
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(会計課) ...	256
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	256
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	256
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	257
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	257
道路の区域変更(県道湯山高縄北条線外).....	(") ...	257
道路の供用開始(").....	(") ...	258
道路の区域変更(県道直瀬洪草線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	258
道路の供用開始(").....	(") ...	258
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	258
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	259
道路の区域変更(一般国道197号).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	259
道路の供用開始(").....	(") ...	259
道路の区域変更(県道野村城川線外).....	(") ...	259
道路の供用開始(").....	(") ...	260

公 告

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託.....	(スマート行政推進課総務事務改革室) ...	260
愛媛県ホームページリニューアル業務.....	(広報広聴課) ...	261
ヘリコプター12か月定期点検整備の委託.....	(警察本部会計課) ...	262

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	263
-----------------------------	---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第3号

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県青少年保護条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(規制場所等)</p> <p>第10条 条例第5条の8第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(規制場所等)</p> <p>第10条 条例第5条の8第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)附則第2条第4項の規定により同法による改正後の博物館法(昭和26年法律第285号)第11条の登録を受けたものとみなされる博物館は改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則第10条第1項第3号に掲げる博物館に、博物館法の一部を改正する法律附則第2条第6項の規定により同法による改正後の博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなされる施設は同号に掲げる指定施設に、それぞれ該当するものとする。

○愛媛県規則第4号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則(昭和31年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>附 則</p> <p>(貸付金の限度等の特例)</p> <p>5 貸付金の利率は、当該貸付金(令和6年3月31日までに貸付決定されるものに限る。)に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「<u>0.40パーセント</u>」とあるのは、「<u>0.40パーセント以内</u>」とする。</p> <p>別表第2(第3条 第5条、附則第3項 第5項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>高度化資金の種類</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付対象施設</th> <th>貸付金の金額</th> <th>利率</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)</td> <td>経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)</td> <td>経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)</td> <td>整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付)及び緊急健康被害等防止貸付</td> <td>年<u>0.40</u>パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間	1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付)及び緊急健康被害等防止貸付	年 <u>0.40</u> パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。	省略	省略	<p>附 則</p> <p>(貸付金の限度等の特例)</p> <p>5 貸付金の利率は、当該貸付金(令和6年3月31日までに貸付決定されるものに限る。)に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「<u>0.35パーセント</u>」とあるのは、「<u>0.35パーセント以内</u>」とする。</p> <p>別表第2(第3条 第5条、附則第3項 第5項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>高度化資金の種類</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付対象施設</th> <th>貸付金の金額</th> <th>利率</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)</td> <td>経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)</td> <td>経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)</td> <td>整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付)及び緊急健康被害等防止貸付</td> <td>年<u>0.35</u>パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間	1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付)及び緊急健康被害等防止貸付	年 <u>0.35</u> パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。	省略	省略
高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間																							
1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付)及び緊急健康被害等防止貸付	年 <u>0.40</u> パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。	省略	省略																							
高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間																							
1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付)及び緊急健康被害等防止貸付	年 <u>0.35</u> パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。	省略	省略																							

		。以下同 じ。)又 は設備	90)以 内	ア~ウ 省 略	
2 ~ 9 省略					

別表第4 (第3条 第5条、附則第3項 第5項関係)

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町(地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。)	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地、 建物、構 築物又は 設備	整備 資金の 100分の 80(災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90)以 内	年0.40パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略
2 省 略					

		。以下同 じ。)又 は設備	90)以 内	ア~ウ 省 略	
2 ~ 9 省略					

別表第4 (第3条 第5条、附則第3項 第5項関係)

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町(地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。)	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地、 建物、構 築物又は 設備	整備 資金の 100分の 80(災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90)以 内	年0.35パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略
2 省 略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第279号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、東温市下林地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・下林岡地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年3月20日から4月17日まで
- 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第280号

令和5年3月9日県営農地整備事業(経営体育成型)氷見上部地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24

年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第281号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
西予市宇和町下川3261の2、3262の4、3395の2、3396の2、3400の2
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第282号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
松山市二神乙362、乙393の1、乙393の4、乙394の1、乙394の3、乙396の1、乙396の2、乙397の1、乙398
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、

○愛媛県告示第285号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
三第24号	四国中央市金生町下分字小山743番地1	指定金融機関 伊予銀行 川之江支店	売りさばき人住所 四国中央市金生町下分字小山743番地1 売りさばき所 四国中央市金生町下分字小山743番地1	売りさばき人住所 四国中央市川之江町神ノ木1856番地7 売りさばき所 四国中央市川之江町神ノ木1856番地7	令和4年7月19日

○愛媛県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年3月17日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
西条市	周桑病院 訪問看護ステーション	愛媛県西条市壬生川131番地	令和5年2月1日	訪問看護
株式会社楓	訪問介護 スマイル	愛媛県今治市大西町宮脇甲1579番地	令和5年2月1日	訪問介護

○愛媛県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業伊予公共下水道（伊予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
昭和49年1月29日から
令和11年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

令和5年3月17日

愛媛県東予地方局長 山本 泰 士

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
西条市	周桑病院 訪問看護ステーション	愛媛県西条市壬生川131番地	令和5年2月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第288号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和5年3月17日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	介護職員初任者研修通学課程	令和5年3月10日

○愛媛県告示第289号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第17396号	令和元年10月6日	愛媛プレカット(株)	小野 世生	松山市西垣生町1740-5	令和5年2月6日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-1)第18404号	令和2年1月22日	㈱宅建流通えひめ	越智 和利	松山市東本2-10-19	令和5年2月6日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-2)第18589号	令和3年1月20日	センチュリーホーム(株)	越智 和利	松山市東本2-10-19	令和5年2月7日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-1)第14402号	令和元年12月3日	オーム電気工事工業所	出海 眞悟	伊予市双海町上灘甲5791-2-2	令和5年2月9日	電気工事業 電気通信工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-29)第17141号	平成30年3月7日	㈱エコ・プラザ	宮本 粧子	松山市安城寺町458-3	令和5年2月28日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙250番16から 同市横谷乙255番4まで	旧	メートル 3.6~8.5	キロメートル 0.130	
			新	19.6~59.1	0.130	
"	"	松山市横谷乙440番43から 同市横谷乙440番79まで	旧	9.3~13.5	0.048	
			新	9.3~23.6	0.048	
"	"	松山市横谷乙220番7から 同市横谷乙218番5まで	旧	10.4~13.3	0.078	
			新	31.9~63.0	0.078	
一 般 国 道	317号	松山市宿野町乙169番4から 同町乙167番3まで	旧	4.1~5.6	0.039	
			新	7.5~25.4	0.039	

○愛媛県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙250番16から 同市横谷乙255番4まで	令和5年3月17日
"	"	松山市横谷乙440番43から 同市横谷乙440番79まで	"
"	"	松山市横谷乙220番7から 同市横谷乙218番5まで	"
一般国道	317号	松山市宿野町乙169番4から 同町乙167番3まで	"
県道	湯山北条線	松山市菅沢町甲1147番3から 同町乙484番2まで	"

○愛媛県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町相の峰416番2から 同町相の峰783番2まで	旧	メートル 29~52.0 7.0~47.0	キロメートル 0.814 0.663	
		上浮穴郡久万高原町相の峰416番2から 同町相の峰783番2まで	新	7.0~47.0	0.663	

○愛媛県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町相の峰416番2から 同町相の峰783番2まで	令和5年3月17日

○愛媛県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年3月17日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	笹山誠司	宇和島市三間町波岡850番地
"	中谷一利	宇和島市三間町則1646番地
"	竹葉芳樹	宇和島市三間町迫目635番地

"	山下 幸二	宇和島市三間町大藤525番地
"	岡本 裕之	宇和島市三間町迫目272番地
"	岡山 正喜	宇和島市三間町中野中35番地 1
"	兵頭 義則	宇和島市三間町増田96番地
監事	土居 和宏	宇和島市三間町北増穂640番地
"	富永 文夫	宇和島市三間町黒井地2010番地
"	松本 暁	宇和島市三間町是延222番地
"	清家 辰也	宇和島市三間町戸雁1158番地

"	安岡 義一	宇和島市三間町金銅363番地
"	中谷 一利	宇和島市三間町則1646番地
"	佐々木 嶺	宇和島市三間町大藤686番地
"	毛利 満男	宇和島市三間町土居中585番地
"	岡山 正喜	宇和島市三間町中野中35番地 1
"	井伊 豊治郎	宇和島市三間町増田150番地
監事	土居 和宏	宇和島市三間町北増穂640番地
"	富永 文夫	宇和島市三間町黒井地2010番地
"	阿藤 吉信	宇和島市三間町大内110番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	笹山 誠司	宇和島市三間町波岡850番地

○愛媛県告示第295号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第333号	令和3年7月6日	㈱森本	森本 誌朗	喜多郡内子町内子575	令和5年2月2日	造園工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第296号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	197号	西予市野村町予子林199番3から同町予子林200番1地先まで	旧	メートル 13.4~19.1	キロメートル 0.097	
		西予市野村町予子林199番3から同町予子林200番1地先まで	新	13.4~62.2	0.097	

○愛媛県告示第297号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	西予市野村町予子林199番3から同町予子林200番1地先まで	令和5年3月17日

○愛媛県告示第298号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	野村城川線	西予市城川町魚成7648番2から 同町魚成7602番2まで	旧	メートル 9.5～35.7	キロメートル 0.453	
		西予市城川町魚成7648番3から 同町魚成7602番3まで	新	22.5～38.2	0.453	
"	日向谷高野子線	西予市城川町川津南1749番3から 同町川津南1750番3まで	旧	5.0～6.5	0.016	
		西予市城川町川津南1749番3から 同町川津南1750番3まで	新	9.9～12.8	0.016	

○愛媛県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野村城川線	西予市城川町魚成7603番5から 同町魚成7603番5まで	令和5年3月17日
"	"	西予市城川町魚成7602番3から 同町魚成7602番3まで	"
"	日向谷高野子線	西予市城川町川津南1749番3から 同町川津南1750番3まで	"

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書による。
- (4) 委託期間
ア 委託期間
契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで
イ 委託業務に係る成果品の納入期限
令和6年3月31日（日）
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法
ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) ISO27001の認証及びPマーク（プライバシーマーク）を取得していること又は、上記認証等内容と同等の規定を整備していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室改革推進グループ

〒790 0001

愛媛県松山市一番町四丁目2番地 NTTコム松山ビル7階

電話 (089)912 2476

- (2) 入札書の受領期限

令和5年4月26日(水)午後2時まで

(3) 入札説明書の交付方法

令和5年3月17日(金)から同年3月27日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(祝日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年4月26日(水)午後2時
愛媛県庁第一別館5階第12会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

(ア) 受付期間

令和5年3月17日(金)から同年3月27日(月)までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。

(ア) 受付期間

令和5年3月17日(金)から同年4月11日(火)までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Consignment of Ehime Prefecture General Affairs, 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 26 April 2023

(3) For further information, please contact: Reform Promotion

Group, General Affairs and Administrative Reform Office, Digital Strategy Sub Department, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 0001 Japan
TEL 089 912 2476

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県ホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者の構成

ア 企画提案書の提出者(以下「提出者」という。)は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独の法人又は複数の法人のグループとする。

イ 提出者は、募集要領に示す本事業における県ホームページ及びコンテンツマネジメントシステムの再構築等を主体的に実施する法人により構成されるものとする。

ウ 提出者が複数の法人のグループである場合は、提出者を構成する法人の中から、企画提案書の提出手続を主体的に行う1法人を定めること。

(2) 企画提案書の提出者に必要な資格

ア 愛媛県知事の審査を受け、令和2~4年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいずれにも該当しない者であること。

ウ 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。

エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団、若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

キ 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。

ク 過去5年、国や地方自治体における10,000ページを超えるホームページの運用実績があること。

ケ 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともにア~カの資格要件を満たすこととし、代表者においてはキ、クの資格要件も満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 内容・論理性

魅力的かつ実現可能な提案内容、課題の認識から解決までの行程の一貫性

イ 実施体制・進行方法

自治体ホームページの構築に十分な知識・技術・経験の有無、業務実施に十分な体制・スケジュールの提案

ウ サイト構造

現行ホームページの課題、リニューアルの目的・基本方針を十分に理解した上でのサイト構成、デザインの提案、利用者が求める情報への適切な導線設計、ユーザビリティ、アクセシビリティへの十分な配慮

エ アクセシビリティ

アクセシビリティに関する十分な知識の有無、アクセシビリティ向上に関する提案

オ セキュリティ

webサイトにおけるセキュリティ対策

カ 既存ページ移行

移行作業の内容・範囲、移行時の適切なルールや配慮事項の明確化、アクセシビリティを向上させるための工夫

キ 操作性・検索性向上

操作性・検索性向上の提案

ク CMS

基本操作、公開申請、ページの管理方法の分かりやすさ

ケ 見積金額

提案内容、保守内容に対する計上費用の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県企画振興部政策企画局
広報広聴課広報プロモーショングループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2241

(2) 募集要領の交付の期間、場所及び方法

令和5年3月31日(金)午後5時15分まで(必着)に(1)に掲げる場所での手渡し又は県ホームページでのダウンロードにより配布する。

なお、手渡しでの配布の場合は、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

令和5年3月31日(金)午後5時15分まで(必着)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

令和5年4月18日(火)午後5時15分まで(必着)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県企画振興部政策企画局
広報広聴課広報プロモーショングループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2241

(4) その他

詳細は、募集要領による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Ehime Prefectural website renewal business , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m . , 31 March 2023

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Public Relations Section , Public Relations Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2241

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月17日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ヘリコプター12か月定期点検整備

(2) 業務名及び数量

ヘリコプター12か月定期点検整備 1式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(アグスタ式A109E型(J A03E P))

(4) 実施期間

契約締結日から令和5年9月30日まで

(5) 業務の履行場所

請負者の保有する事業場認定書の交付を受けた事業場

(6) 入札方法

入札金額は、ヘリコプター12か月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されてい

ることを証明した者であること。

- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089) 934 0110

- (2) 入札説明書の交付期限
令和5年4月26日(水)17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和5年4月27日(木)13時30分
愛媛県警察本部地下1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付時期

令和5年3月17日(金)から令和5年4月26日(水)までの執務時間中

必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Aircraft inspection

- ・ 12 month inspection
- ・ 50, 100, 150, 200, 400, 800, 1200 hours inspection
- ・ Japan civil aviation bureau (JACB) circular No 3 010 , etc
- ・ There are other inspections besides these

Hours change parts

Technical bulletin

Bench check

Airworthiness inspection examinees

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m, 27 April, 2023
- (3) For further information, please contact: Finance Division , Police Administration Department , the Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL: 089 934 0110 (ex . 2263)
FAX: 089 943 2892
e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和5年3月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,127,652
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,554
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 240,957

- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,859	14,287
南宇和郡	17,568	5,856
松山市・上浮穴郡	431,337	138,557
今治市・越智郡	134,006	44,669
宇和島市・北宇和郡	72,701	24,234
八幡浜市・西宇和郡	34,902	11,634
新居浜市	97,085	32,362
西条市	88,896	29,632
大洲市・喜多郡	48,239	16,080

伊予市	30,420	10,140
四国中央市	70,999	23,667
西予市	30,602	10,201
東温市	28,038	9,346